

東広島市農業委員会令和7年11月（第11回）総会議事録

- 1 開催日時 令和7年11月26日（水）午後2時03分から午後2時43分まで
- 2 開催場所 東広島芸術文化ホールくらら2階208・209研修室
- 3 出席委員 18人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 育	2	久保 伸司	3	岡土居 正弘
4	脇坂 俊之	5	台川 洋子	6	中務 秀子
7	古川 みどり	8	杉本 源藏	9	柏尾 博明
10	荒谷 義憲	11	村上 義則	12	木原 省五
13	財満 俊子	14	仲伏 英雄	16	大月 靖規
17	土井 浩文	18	在間 輝昭	23	高橋 久雄
24	住井 正美				

- 4 欠席委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	岡土居 正弘	15	高尾 昭臣	19	古本 啓之
20	橘川 一則	21	小倉 亜紗美	22	高木 昭夫

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 24番 住井 正美 委員 1番 長原 育 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第56号 地域計画変更（案）に対する意見決定について（別紙1）

議案第57号 利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について（別紙2）

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

- 議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について（継続審議分）
 議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第44号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について
 報告第45号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について
 報告第46号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
 報告第47号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	木 村 勝 美
局長補佐兼農地保全係長	定 井 芳 紀
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	小 田 美 香

黒瀬支所産業建設課産業振興係主任主事	寺 谷 邦 明
豊栄支所地域振興課産業建設係主任	福 田 博 司
河内支所産業建設課課長	法 専 信次郎
安芸津支所産業建設課専門員	大 下 宏 治

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課	高 田 純 司
担い手支援係主事	

議 長	<p>それでは、これより11月総会を開会いたします。</p> <p>これからは、着席の上、議事進行をいたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、在任委員数24人中18名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しております、会議は成立しています。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、24番住井委員、1番長原委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和7年11月26日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和7年11月26日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>議案第56号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。</p>
高 田 主 事	<p>私からは、総会議案第56号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」をご説明いたします。</p> <p>このたび、地域計画変更申出書の提出があったため、地域計画を変更するものでございます。</p> <p>変更の目的と件数について、●●で農地転用の申請に向けた変更が1件、●●では農地</p>

高田主事	<p>転用の申請に向けた変更が1件、●●では農地転用の申請に向けた変更が1件、●●では農地転用の申請に向けた変更が1件、●●では将来の地域内の農業を担う者に位置づけるための変更が1件ありました。</p> <p>地域計画に反映させた内容については、地域計画の変更（案）についてに記載のとおり、平岩・川上・八本松地区で経営面積が33.7haから33.6haに変更になっています。寺西・御園宇・三ツ城地区については、経営面積が124.3haから124.0haに変更、郷田地区については、経営面積が162.0haから161.8haに変更、板城地区については、経営面積が69.8haから69.6haに変更になっています。小谷地区については、経営体が1増加しています。</p> <p>地域計画変更の今後の流れとしては、12月中には変更の公告を行う予定でございます。説明は以上です。どうぞよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。</p> <p><なし></p>
議長	<p>ないということなので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第56号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員挙手></p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第56号は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第57号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」を上程いたします。</p> <p>この案件も、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。</p>
高田主事	<p>それでは、議案第57号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」ご説明いたします。</p> <p>本案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定において、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>なお、本案件は承認ではなくご意見をお伺いするものであり、いただいたご意見については農地中間管理機構へ回答し、広島県知事へ認可申請する添付資料となります。</p> <p>それでは、議案内容の説明をさせていただきます。</p> <p>このたびは、通常の利用権設定及び所有者不明農地の公示制度を活用した農地利用権設定を議案として提出させていただいております。通常の利用権設定については、貸手と借手合わせて772件となっており、3,873,464.63m²に対して利用権を設定するものでございます。所有者不明農地の公示制度を活用した農地の貸し借りについては、農業委員会が農地法第33条第1項、同法第32条第3項の規定により、いわゆる所有者不明農地として公示されたものです。この公示から起算して2か月以内に所有者等から申出がなかったことから、その旨を農地中間管理機構へ通知しております。その後、法令の定めに従って手続を進め、令和7年8月28日付で広島県知事が裁定した旨の通知がされました。この計画は、裁定された農地1件、3,590m²の農地が農地中間管理機構から●●へ貸し付けるものでございます。</p> <p>議案に係る説明は以上です。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>この議案は、本日配付しております資料1の議案第57号関係の欄にありますように、橋川委員、荒谷委員、土井委員、古本委員、高尾委員、久保委員、高木委員が関係者となっておりますので、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、ここで委員の皆様にお諮りいたします。</p> <p>会議時間短縮の観点から、先に関係者分の案件を一括審議し、その後、関係者分以外の</p>

議長	案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。
	< 異議なし >
議長	ありがとうございます。 それでは、関係者分について先に一括審議することとしますので、該当する委員におかれましては、審議の間、退室をお願いします。
	< 荒谷義憲委員、土井浩文委員、久保伸司委員、退室 >
議長	それでは、議案第57号の事案のうち、関係者分について、ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。
	< なし >
議長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第57号の事案のうち、関係者分について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第57号の事案のうち、関係者分については、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定いたします。 それでは、関係委員の方は入室してください。
	< 荒谷義憲委員、土井浩文委員、久保伸司委員、入室 >
議長	続きまして、議案第57号の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することにご賛成をいただいた事案以外について、ご質問、ご意見等がございますか。
	< なし >
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第57号の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第57号は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。 農林水産課の方はありがとうございました。退席をお願いします。
	< 高田主事、退室 >
議長	次に、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明をお願いします。
小田主査	それでは、総会議案の3ページをご覧ください。 議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。 今日は24件の申請がございました。申請地の田、畠別の筆数、面積の内訳は、10ページに記載のとおりです。 申請番号208-1でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、209-2から211-4は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明させていただきます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社役員の方です。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。申請地では、柿、イチジク、栗などの果樹を作付する計画です。 続いて、212-5でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員の方です。受人の親族に当たる渡人より譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。申請地では、ジャガイモ、トマト、白菜などの季節野菜を作付する計画です。 続いて、213-6でございます。 新規就農のため、使用貸借権を設定するものです。受人は●歳の会社員の方です。渡人

小田主査	<p>続いて、229-22でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。</p> <p>続いて、230-23でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員の方です。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。申請地では、イチジクを作付する計画です。</p> <p>続いて、231-24でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社役員の方です。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。隣接地に居宅を購入し、拠点とする予定です。申請地では、季節野菜や果樹を作付する計画です。</p> <p>以上、24件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いします。</p>
<なし>	
議長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をしてください。</p>
<なし>	
議長	<p>ないようですので、質疑を終了します。</p> <p>これより採決に入ります。</p> <p>議案第58号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
<全員挙手>	
議長	<p>全員賛成ですので、議案第58号は、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第59号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
松下局長補佐	<p>議案の11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第59号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>今月は2件の申請がございました。</p> <p>申請番号16-1でございます。</p> <p>●●における住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北西約190mに位置する小集団の第2種農地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を住宅にするため、転用許可申請をされたものでございます。なお、当該地は父親からの相続ということでございます。なお、申請地は許可を得ることなく宅地にされていたため、始末書を徴取しております。</p> <p>続きまして、申請番号17-2でございます。</p> <p>●●における一時転用事案（農地改良）でございます。申請地は、●●の北東約700mに位置する農用地区域内農地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地をブルーベリー畠として利用するため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、不許可の例外に該当するものでございます。</p> <p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、申請番号17-2の転用につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされておりますので、意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

議長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	<なし>
議長	ないようですので、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いします。
	<なし>
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第59号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	<全員挙手>
議長	全員賛成ですので、議案第59号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定をいたします。 次に、議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について（継続審査分）」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小田主査	それでは、総会議案の13ページをご覧ください。 令和7年10月総会で継続審議となった議案第60号について説明いたします。 申請地の田、畠別の筆数、面積の内訳については、総会議案の14ページをご覧ください。 それでは、185-4について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、太陽光による発電事業等を営む会社です。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。このたび、太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。なお、土砂災害ポータルひろしまによりますと、申請地は土砂災害警戒区域及び特別警戒区域には指定されておりません。また、河川の浸水想定区域については、申請地の一部に浸水想定がなされていますが、パネルの架台の高さを考慮し、浸水に対応しておられます。 当該申請につきましては、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。 以上、ご審議をお願いいたします。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いします。
	<なし>
議長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
	<なし>
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第60号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	<多数挙手>
議長	賛成多数ですので、議案第60号については、許可することに決定をいたします。 次に、議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小田主査	それでは、総会議案の15ページをご覧ください。 議案第61号について説明いたします。 今月は9件の申請がありました。申請地の田、畠別の筆数、面積の内訳については、総会議案の18ページをご覧ください。 それでは、197-1について説明します。

小田主査	<p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●において借家にお住まいの方です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものです。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済です。また、農振農用地からは令和7年11月20日付で除外済みとなっております。申請地は渡人が許可を得ることなく一部について転用行為を行っていたため、始末書を徵取しております。</p> <p>続いて、198-2について説明いたします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●にお住まいの方です。申請地は、●●の南東に位置する第1種農地です。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済です。また、農振農用地からは令和7年11月20日付で除外済みとなっております。</p> <p>続いて、199-3について説明いたします。</p> <p>資材置場及び駐車場への一時転用事案です。受人は、●●に本店を置き、土木・建築工事の設計、施工請負等を営む会社です。申請地は、●●の南に位置する第3種農地です。このたび、河川工事の資材置場とするため、令和8年5月29日まで一時転用しようとするものです。</p> <p>続いて、200-4、201-5は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は、●●で運送業を営んでおられます。申請地は、●●の北西に位置する第1種農地です。このたび、運送業の駐車場とするため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして第1種農地の不許可の例外に該当いたします。また、農振農用地からは令和7年11月20日付で除外済みとなっております。</p> <p>続いて、202-6から204-8は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。202-6は、●●の東に位置する第2種農地です。203-7、204-8は、●●の北西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、205-9について説明いたします。</p> <p>消防用施設への転用事案です。受人は、●●です。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。このたび、消防施設用地とするため、転用しようとするものです。</p> <p>以上、説明しました9件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、転用する農地の面積が30aを超える案件や第1種農地の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今日は本日配付した一覧表のうち、198-2、200-4、201-5を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当地区の委員さんより必要があれば補足説明等をお願いします。</p>
	<なし>
議長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。</p>
	<なし>
議長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第61号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表</p>

議長	に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第61号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定いたします。 次に、日程第4の報告事項に入ります。 報告第44号から報告第47号について事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第44号から報告第47号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第44号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第45号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は12件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 7ページをお願いいたします。 報告第46号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 8ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は10件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 以上でございます。
定井局長補佐	私からは報告第47号についてご説明申し上げます。 本件も、東広島市農業委員会事務局規程に基づき、専決処分をしたものでございます。 報告事項の11ページからになります。 これは、農地利用状況調査にて調査した結果、再生利用が困難な農地、非農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認をし、非農地として判断をしたものでございます。 西条町郷曾、森近、田口、大沢、福本の農地につきまして、15ページの下に掲載しておりますように田38筆、畑11筆、合計49筆を非農地として判断をするものでございます。なお、これらの農地につきましては、所有者への通知及び関係機関への情報提供を行っており、担当の農業委員からも同意をいただいております。 説明は以上でございます。
議長	ほかにはないようですね。 事務局、委員、それぞれありましたら。ほかはいいですか。 古川委員。
古川委員	7番古川です。 私は、女性部会から徳島に中四国ブロック大会という、女性ばかりの委員の集まりに行ってまいりました。広島県からは18名、内容としては女性農業委員女性協議会の取組についてで、要するに女性を増やそうということです。それから、事例として3名の方が発表

古川委員	され、農業委員になったいきさつとか、これからどうするか、自分の役割はどうなのかということを話されました。それから、議長講演として女性が活躍する社会の実現についてという話を聞かせてもらいました。女性委員は、中四国の中では高知県が一番多くて89人、全体では13.2%、広島県は5番目です。人数は76人で10.2%です。毎年中四国ブロック大会がありますが、親睦も兼ねて行きますので、今回は私一人しか行きませんでしたが、どちらかといえばこの中でも1人行かれた方がよかったですけど、また来年も頑張って行こうと思います。ありがとうございます。
議長	ありがとうございました。
木村局長	<p>それでは、私から本日お配りしております農業委員会視察研修についてご説明させていただきます。</p> <p>先日の総会で口頭にてご案内をさせていただきましたが、今回は文書を配付させていただいております。日程につきましては来年1月27日火曜日、視察先につきましては山口県の宇部市農業委員会を予定しております。視察項目につきましては太陽光発電への農地転用ということで意見交換、情報交換を行う予定としております。これにつきましては、別紙のほうに記載したものを配付させていただいておりますので、またご覧いただければと思います。また、この視察研修に関しましては視察確認書をつけさせていただいております。こちらにつきましては、期限は来年1月16日で、まだ時間はございますので、ご検討いただければと思います。事前に質問書というのを添付させていただいておりますが、宇部市農業委員会の詳細につきましては次回の総会で情報提供をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
議長	<p>私からです。現在、来期の農業委員と推進委員の募集が今月の28日までとなっておりますので、まだ出されてない方は申込みをよろしくお願いします。</p> <p>それでは、ほかにないようですので、委員の皆様方には長時間にわたりご審議、誠にご苦労さまでした。</p> <p>それでは、木原会長職務代理者から次回の総会について報告をお願いします。</p>
木原職務代理者	次回12月総会は、12月25日木曜日10時から市役所本館303会議室で開催予定ですので、ご出席ください。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で11月の総会を閉会いたします。</p> <p>皆さん、大変お疲れ様でした。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 24番 住井 正美 委員 1番 長原 育 委員